様式第１号（Ａ３版）

埼玉県保育士修学資金貸付申請書

２０２６年１０月１日

連帯保証人欄以外は、申請者本人が自署すること

私たちは、「**埼玉県保育士修学資金等貸付事業実施要綱**」の規定により本修学資金の貸付を受けたいので、同意書の各号の事項に同意の上、関係書類を添えて申請します。

埼玉県社会福祉協議会　会長 様

養成施設名	彩の国すこやか専門学校 （併修校名：　　）		入学年月	２０２６年　４月 （申請時点：　１　年生）
学部・学科 課程・コース名	保育士課程		修業年限	２年　０箇月 （卒業予定　2028 年 3 月）
申請者（自署） ふりがな	ふくし　たろう		生年月日	西暦 ２００７年　４月　２日 （１９歳）
申請者（自署） 氏名	福祉　太郎			
申請者（自署） 現在の住所	〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷４－２－６５ ~~６３~~ 福祉太郎			
申請者（自署） 住民票の住所 上記住所と異なる場合のみ記入	〒 **住民票の住所を記載してください。**		（住民票を異動していない理由） 〇〇のため、住民票を異動していない **※具体的に記入してください**	
申請者（自署） 電話番号	自宅　048-824-3370		携帯　090-0000-0000	
連帯保証人（予定）（自署） ふりがな	ふくし　ちちお	申請者との関係	生年月日	西暦 １９６９年　５月　１日 （５７歳）
連帯保証人（予定）（自署） 氏名	福祉　父男	父		
連帯保証人（予定）（自署） 住所	〒330-8529 さいたま市浦和区針ヶ谷４－２－６５			
連帯保証人（予定）（自署） 電話番号	自宅　048-824-3370		携帯　080-0000-0000	
連帯保証人（予定）（自署） 日中連絡先	電話番号 080-0000-0000	※連帯保証の意思を確認するため、本会から電話連絡します。 ※連帯保証の内容について十分ご確認のうえご申請ください。		
連帯保証人（予定）（自署） 勤務先	名称	〇〇株式会社	前年の所得	**課税証明書から所得金額を転記してください**
	住所	〒〇〇〇－〇〇〇〇 埼玉県〇〇市〇〇　〇－〇－〇 電話　〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇		
連帯保証人（予定）（自署） 負債状況 （該当に〇）	有・無	内容	金額	円
	状況	申請中・受給中・借受中・返済中・猶予（据置中）・滞納・債務整理中・免責・その他（　　）		

家族の状況 ※申請者の同一生計の家族	関係	氏名	年齢	同居・別居	前年の所得	備考
	本人	福祉　太郎	１９			
	父	福祉　父男	５７	同居・別居		
	母	福祉　母子	５０	同居・別居		
	妹	福祉　妹美	１６	同居・別居	円	高校生
	祖母	福祉　祖母江	８０	同居・別居	円	年金

課税証明書から所得金額を転記してください。

【訂正方法】二重線で訂正、訂正印（記入者印）を押印、近くに正しく記入する

住民票の住所を記載してください。

記入漏れ注意

記入漏れ注意

■申請理由について

（１） 申請理由 （経済的に修学資金の利用が必要な理由等）	**・申請者自身の言葉で、具体的に記載をしてください。** **・他者と酷似している場合は、再提出を依頼することもありますので、御注意ください。** **【例】（1）家計の収入が少なく、学校に通うための授業料等の費用が不足する理由　等** **（2）養成施設等を卒業後、埼玉県内の保育所等で〇〇で〇〇な保育士になりたい　等**
（２） 埼玉県内のどのような施設でどのような保育士になりたいか	☑ 私は、保育士の資格を取得後、埼玉県内の保育所等において、保育士業務に従事します。 **☑を入れてください。**

保育士修学資金シミュレーションシート（様式第 16 号）の内容を書き写してください。

■修学資金の借入希望について　　円未満切り捨て）

高等教育の修学支援新制度の対象	対象者である ・対象者でない ・申請中	区分 （対象者は該当に〇）	第 Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ 区分
修学資金の借入希望期間	２０２６年　１０　月　から２０２８年　３　月まで　（　１８　箇月）		
金額 ①学費（月額 以内）	月額　５０，０００円×　１８箇月分　＝　９００，０００　円		
②入学金（200,000 円以内）	２００，０００　円		
④生活費加算（生活費加算額参照）	月額　　，０００円×　　箇月分　＝　０　円		
合計	（①＋②＋③＋④）　１，１００，０００　円		

申請中の場合は、「区分」「授業料等減免金額（年額）」は未記入としてください。

■他の奨学金等の借入状況

名称	状況
日本学生支援機構（貸与型）	申請中・受給中・返済中
	申請中・受給中・返済中
	申請中・受給中・返済中
備考	

※修学資金の利用により、他の借入金を減額する場合は、その旨記入してください。

〇修学資金は貸付となります。申請するようにしてください。

〇「高等教育の修学支援新制度の対象」となる場合、修学に必要な金額から授業料等の減免の上限額を差し引き、減免後も自己負担が生じる場合のみ貸付が可能です。